

道路占用料徴収条例 別表(第二条関係)

占用物件			占用料			
			単位	現行	改正後	
法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作 物	第一種電柱		1本につき1年	510	570	
	第二種電柱			790	870	
	第三種電柱			1,100	1,200	
	第一種電話柱			460	510	
	第二種電話柱			730	810	
	第三種電話柱			1,000	1,100	
	その他の柱類			46	51	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	5	5	
	地下に設ける電線その他の線類			3	3	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	450	490	
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	270	300	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	910	1,000	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			380	420	
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	1,900	1,800	
その他のもの		占用面積1㎡につき1年	910	1,000		
法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	19	21	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			27	30	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			41	45	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			55	61	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			82	91	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			110	120	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			190	210	
	外径が0.7m以上1m未満のもの			270	300	
	外径が1m以上のもの			550	610	
法第三十二条 第一項第三号 に掲げる施設	自動運行 補助施設	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1mにつき1年	(新設)	3	
		その他のもの		(新設)	10	
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	(新設)	810
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	(新設)	510
			地下に設けるもの		(新設)	300
		その他のもの			(新設)	1,000

占有物件			占有料		
			単位	現行	改正後
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設				910	1,000
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	上空に設ける通路		占有面積1㎡につき1年	930	900
	地下に設ける通路			560	540
	その他のもの			910	1,000
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	19	18
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	190	180
道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下この表において「令」という。)第七条第一号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	190	180
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,900	1,800
	標識		1本につき1年	730	810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19	18
		その他のもの	1本につき1月	190	180
	幕(令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	19	18
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	190	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	1,800
		その他のもの		930	900
	令第七条第二号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	910
令第七条第三号に掲げる施設			Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三一を乗じて得た額	
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	190	180
令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設				91	100
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
	その他のもの		占有面積1㎡につき1年	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三一を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具				Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額
令第七条第十四号に掲げる施設			(新設)	Aに〇・〇三一を乗じて得た額	

※ Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。